

平成 29 年 3 月 21 日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟期日の開催について

本日 15 時から、鹿児島地方裁判所において、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 17 回口頭弁論が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 5 月 30 日）から第 9 次（平成 28 年 7 月 28 日）にわたり、提訴されたものであり、当社は原告の請求の棄却を求めています。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上